

令和3年(健)第392号

令和4年4月28日

主文

- 1 後記「事実」欄第3の2記載の原処分中、令和○年○月○日から令和○年○月○日までの期間に係る部分を取り消す。
- 2 その余の再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「健保法」という。)による傷病手当金(以下、単に「傷病手当金」という。)を一部支給しないとした処分の取消しを求めるということである。

第2 事案の概要

本件は、両股関節痛、両股関節炎の疑い及び恥骨線状帯炎の療養のための労務に服することができなかったとして、傷病手当金の支給を請求した請求人に対し、全国健康保険協会(以下「保険協会」という。)○○支部長が、療養のための労務不能とは認められないとして、傷病手当金を支給しない旨の処分をした部分を不服として、請求人が、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

第3 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、両股関節痛、両股関節炎の疑い及び恥骨線状帯炎の療養のための労務に服することができなかったとして、令和○年○月○日から令和○年○月○日までの期間(以下「本件請求期間」という。)について、令和○年○月○日(受付)、保険協会に対し健康保険傷病手当金支給申請書を提出した。
- 2 保険協会は、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、「1:療養のための労務不能となった日から3日間は、待期間と

して支給対象外となります。2:療養のための労務不能とは認められないため。3:医師が労務不能と認めていない期間是不支給とします。」との理由により本件請求期間のうち令和○年○月○日から同月○日までの期間及び同月○日から令和○年○月○日までの期間について傷病手当金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

- 3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第4 当事者等の主張の要旨 (略)

理由

第1 問題点

- 1 傷病手当金の支給については、健保法第99条第1項において「被保険者(…)が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。」と規定されている。
- 2 本件の場合、保険協会が、前記「事実」欄第3の2記載の理由で行った原処分に対し、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、不支給期間について、療養のための労務不能であったと認められないかどうかである。

第2 審査資料 (略)

第3 事実の認定及び判断

- 1 「略」
- 2 上記認定の事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。
 - (1) 傷病手当金の支給要件としての労務不能については、その被保険者が本来の業務に耐えられるか否かを標準として、社会通念に基づき認定されるべきものであり、必ずしも医学的見地からのみ判断されるべきことではないが、特段の事情の存しない限り、その傷病の診療に当たった医師が、その傷病の

性質、病状及び治療の経過等を踏まえた結果として、労務不能か否かについてどのような医学的判断をしているかが重視されなければならないというべきである。そして、傷病手当金は傷病の療養のため労務に服することができないと保険者が判断した場合に支給されるものであって、被保険者が何らかの自覚症状があるとか、通院して投薬・注射・処置等を受ける必要があるからといって直ちに労務不能とするものではなく、症状、治療内容、予後の見通し等を総合的に検討し、被保険者が業務に就くことが可能か否かを保険者が判断することとされている。

- (2) 本件の場合、資料によれば、請求人は傷病名を両股関節痛、両股関節炎の疑いとして労務不能であった期間のうち、a 病院の受診は令和〇年〇月〇日、同月〇日と令和〇年〇月〇日の3日のみ受診したことが認められる。また、医師意見欄によれば、労務不能と認めた期間は請求期間としているが、「〇/〇から受診無く詳細も不明」と記載していることが認められる。

しかしながら資料によれば、パップ剤、鎮痛薬が令和〇年〇月〇日付けで14日間分、同年〇月〇日付けで7日分の内服薬が処方されている事が認められ、令和〇年〇月分については処方薬がないことが認められる。また、保険協会からの照会に対し、請求人は「薬は他の病院でももらっていてたくさんあったので、日にち薬しかないのかなと思ったので」と回答しているものの、資料により令和〇年〇月、令和〇年〇月の上記以外の他の医療機関への受診は認められるが受診病名は異なっている。

以上のことを考慮すると、不支給期間（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで）のうち令和〇年〇月〇日から14日間程度の処方がされているからその投薬期間中である同年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの期間に

ついては、医師の指示どおり療養に服していた期間と認めるのが相当である。他方、同月〇日以降については医師の治療及び薬の処方を受けておらず、a 病院を再受診し軽快していた令和〇年〇月〇日までの期間において、請求人が職場復帰を目途とし、医師の指示に基づき療養に取り組んでいたということとはできず、療養のための労務不能であったとは認められない。

- (3) そうすると、本件請求期間について、傷病手当金を支給しないとした原処分のうち、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの期間については不当であるから、これを取り消し、令和〇年〇月〇日から同月〇日まで及び、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの期間は、本件再審査請求は理由がないのでこれを棄却することとし、主文のとおり裁決する。